

Mastercard®キャッシュパスポート プラチナ™お取引条件一部変更のお知らせ

この度、スペアカードの廃止及び関係法令の改正等に伴い、Mastercard®キャッシュパスポート プラチナ™の「お取引条件」の一部を変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

変更日

2026 年 月 日

変更内容（変更は下線部）

お取引条件

変更前	変更後
1.1 お取引条件において、以下の用語は以下の意味を有します。 (略) カードとは、ATM 引出機能及び店頭取引機能を備えた「Mastercard®キャッシュパスポート プラチナ™」をいいます。<u>「カード」という場合、(文脈上矛盾しない限り) スペアカードを含みます。</u> <u>スペアカードとは、カード資金にアクセスするための「Mastercard®キャッシュパスポート プラチナ™」の追加カードをいいます。</u> (略) 緊急アシスタンスサービスとは、お取引条件の第 <u>13</u> 条に定めるサービスをいいます。 (略)	1.1 お取引条件において、以下の用語は以下の意味を有します。 (略) カードとは、ATM 引出機能及び店頭取引機能を備えた「Mastercard®キャッシュパスポート プラチナ™」をいいます。 (削除) (略) 緊急アシスタンスサービスとは、お取引条件の第 <u>12</u> 条に定めるサービスをいいます。 (略)
2 はじめに 2.1～2.5 (略) 2.6 お客様は、2 以上のカードを購入し、又は利用することはできません。<u>ただし、スペアカードについてはこの限りではありません。</u>	2 はじめに 2.1～2.5 (略) 2.6 お客様は、2 以上のカードを購入し、又は利用することはできません。

2.7 (略)	2.7 (略)
3 カードの発行 3.1・3.2 (略) 3.3 カードの不正利用を防止するために暗証番号は暗記してください。カードの安全性に関する規則(下記第 <u>14</u> 条をご参照ください。) も必ず遵守してください。 3.4 カードは発行会社の所有物です。発行会社が正当な理由(下記第 <u>17.2</u> 項をご参照ください。)があると判断した場合には、カードのご利用を停止し、必要に応じてカードの返却を求める場合があります。当社がカードの返却を求めた場合は、速やかにカードを返却してください。 3.5～3.11 (略) (新設)	3 カードの発行 3.1・3.2 (略) 3.3 カードの不正利用を防止するために暗証番号は暗記してください。カードの安全性に関する規則(下記第 <u>13</u> 条をご参照ください。) も必ず遵守してください。 3.4 カードは発行会社の所有物です。発行会社が正当な理由(下記第 <u>16.2</u> 項をご参照ください。)があると判断した場合には、カードのご利用を停止し、必要に応じてカードの返却を求める場合があります。当社がカードの返却を求めた場合は、速やかにカードを返却してください。 3.5～3.11 (略) <u>3.12 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、お客様が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、カードの再発行の手数料は無料となります。</u>
4 有効化及び有効期限 4.1・4.2 (略) 4.3 有効期限が切れたカードはお使いいただけません。ただし、お客様は、カード資金の残高から所定の手数料(手数料と限度額表及び下記第 <u>11</u> 条をご参照ください。)を差し引いた金額の払戻しを受けることができます。	4 有効化及び有効期限 4.1・4.2 (略) 4.3 有効期限が切れたカードはお使いいただけません。ただし、お客様は、カード資金の残高から所定の手数料(手数料と限度額表及び下記第 <u>10</u> 条をご参照ください。)を差し引いた金額の払戻しを受けることができます。
5 カードのご利用 5.1～5.5 (略) 5.6 第 5.7 項及び第 <u>10.3</u> 項が適用されることを条件として、取引の都度、該当するカード通貨の残高(ひいてはカード資金総額)	5 カードのご利用 5.1～5.5 (略) 5.6 第 5.7 項及び第 <u>9.3</u> 項が適用されることを条件として、取引の都度、該当するカード通貨の残高(ひいてはカード資金総額)

から、当該金額が引き落とされ、当該カード通貨の残高（ひいてはカード資金総額）はかかる金額分減額されます。取引を完了するためには、その都度事前の承認又は確認が必要になります。 5.7～5.12 （略） 5.13 お客様は、当社がある取引について以下の事態が疑われると判断した場合には、何らの責任も負うことなく当該取引の処理を遅延、凍結又は拒否することができることに同意します。 (a)～(c) （略） (d) 当社は、お客様が第 <u>23.1</u> 項に定める反社会的勢力である又は反社会的勢力と関係を有する可能性があるとして判断した場合にも、カードを停止し、又は本契約を終了することができます。 5.14 （略）	から、当該金額が引き落とされ、当該カード通貨の残高（ひいてはカード資金総額）はかかる金額分減額されます。取引を完了するためには、その都度事前の承認又は確認が必要になります。 5.7～5.12 （略） 5.13 お客様は、当社がある取引について以下の事態が疑われると判断した場合には、何らの責任も負うことなく当該取引の処理を遅延、凍結又は拒否することができることに同意します。 (a)～(c) （略） (d) 当社は、お客様が第 <u>22.1</u> 項に定める反社会的勢力である又は反社会的勢力と関係を有する可能性があるとして判断した場合にも、カードを停止し、又は本契約を終了することができます。 5.14 （略）
<u>7 スペアカード</u> <u>7.1 カードのご購入時にスペアカードを 1 枚無償でお渡しします。</u> <u>7.2 スペアカードはオリジナルカードの無効化後にご利用頂けます。</u> <u>7.3 お客様のカードの裏面又はご利用ガイド若しくはウェブサイトに記載の電話番号からカードサービスにご連絡いただくことにより、いつでもオリジナルカード又はスペアカードを無効化することができます。</u> <u>7.4 お客様は、スペアカードによって行われるすべての取引について、またスペアカードがお取引条件に従って使用されるよう確保することについて責任を負います。</u> <u>7.5 スペアカードは、お客様がカードを紛失した場合又はカードが利用できない場合の予備としてお使いいただくためにお渡しするものです。スペアカードの利用者はお</u>	(削除)

客様に限られます。スペアカード及び暗証番号は第三者に提供しないでください。	
8 カード資金 8.1 (a) お取引条件に別段の定めがある場合を除き、当社のお客様に対する債務の額は、所定の時点におけるカードの残高と同額とし、カードに入金されている資金と同一の通貨建てとします。カードへの入金又は再入金は、当社がお客様から即時利用可能な資金を受領した時点ではじめてカード資金残高に反映されます。お取引条件に従い、当社が該当する取引を承認した後直ちに、お客様のカード資金から当該取引の金額及び所定の手数料が引き落とされ、残高が減額されます。手数料が課される場合、当該手数料は所定の時点でお客様のカード残高から引き落とされ、カード残高はその分減額されます。カードの未使用残高の精算方法については、第 11 条をご参照ください。 (b)・(c) (略) 8.2～8.9 (略) (新設)	7 カード資金 7.1 (a) お取引条件に別段の定めがある場合を除き、当社のお客様に対する債務の額は、所定の時点におけるカードの残高と同額とし、カードに入金されている資金と同一の通貨建てとします。カードへの入金又は再入金は、当社がお客様から即時利用可能な資金を受領した時点ではじめてカード資金残高に反映されます。お取引条件に従い、当社が該当する取引を承認した後直ちに、お客様のカード資金から当該取引の金額及び所定の手数料が引き落とされ、残高が減額されます。手数料が課される場合、当該手数料は所定の時点でお客様のカード残高から引き落とされ、カード残高はその分減額されます。カードの未使用残高の精算方法については、第 10 条をご参照ください。 (b)・(c) (略) 7.2～7.9 (略) 7.10 当社は、資金移動業者に関する内閣府令第 30 条第 1 項の受取証書に記載すべき事項を、「マイアカウント」内において電磁的方法により提供します。なお、「マイアカウント」においては、資金の受領年月日はアメリカ中部標準時で表示します。ただし、お客様から、受取証書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を受けない旨の申し出が書面又は電磁的方法によりなされた場合には、当社は、それ以降、お客様に受取証書を書面で交付します。
9 手数料 9.1～9.4 (略)	8 手数料 8.1～8.4 (略)
10 外貨取引 10.1 以下の場合、為替レートが適用されます。 i)～v) (略) vi) お客様が外貨（日本円以外の通貨）建て資金を保有するカードを解約する場合又は下記第 11.2 項に基づきカード残高の払戻しを請求した場合	9 外貨取引 9.1 以下の場合、為替レートが適用されます。 i)～v) (略) vi) お客様が外貨（日本円以外の通貨）建て資金を保有するカードを解約する場合又は下記第 10.2 項に基づきカード残高の払戻しを請求した場合

それぞれの場合における為替レートの算出方法は、以下の通りです。 <u>10.2～10.4</u> (略) <u>10.5</u> お客様が外貨（日本円以外の通貨）建て資金を保有するカードを解約する場合、又は下記第 <u>11.2</u> 項に基づきカード残高の払戻しを請求する場合、当社はかかる外貨建て資金を日本円に換算します。この場合に適用される為替レートは、解約又は払戻しの方法によって異なり、また日々変動します。	それぞれの場合における為替レートの算出方法は、以下の通りです。 <u>9.2～9.4</u> (略) <u>9.5</u> お客様が外貨（日本円以外の通貨）建て資金を保有するカードを解約する場合、又は下記第 <u>10.2</u> 項に基づきカード残高の払戻しを請求する場合、当社はかかる外貨建て資金を日本円に換算します。この場合に適用される為替レートは、解約又は払戻しの方法によって異なり、また日々変動します。
11 未使用資金の精算 <u>11.1・11.2</u> (略)	10 未使用資金の精算 <u>10.1・10.2</u> (略)
12 カード資金の解約 <u>12.1</u> カードの有効期限が切れた場合又は本契約が第 <u>17</u> 条に基づき終了した場合でも、カード資金は、お客様が解約を申し出て、第 <u>11</u> 条に従い未使用残高が払い戻されるまで又は法令の規定により時効消滅するまで存続します。 <u>12.2</u> (略)	11 カード資金の解約 <u>11.1</u> カードの有効期限が切れた場合又は本契約が第 <u>16</u> 条に基づき終了した場合でも、カード資金は、お客様が解約を申し出て、第 <u>10</u> 条に従い未使用残高が払い戻されるまで又は法令の規定により時効消滅するまで存続します。 <u>11.2</u> (略)
13 緊急アシスタンスサービス(カードサービス) <u>13.1～13.4</u> (略)	12 緊急アシスタンスサービス(カードサービス) <u>12.1～12.4</u> (略)
14 カードの安全性 <u>14.1</u> お客様は、以下の措置を講じることにより、カード、セキュリティ情報及び暗証番号を安全に管理する義務を負います。 (a)・(b) (略) (c) <u>カード番号及びスペアカード番号をむやみに開示しないこと</u> (d)～(g) (略) <u>(h) スペアカードの暗証番号を第三者に対して開示しないこと</u> (i) (略) <u>14.2</u> (略)	13 カードの安全性 <u>13.1</u> お客様は、以下の措置を講じることにより、カード、セキュリティ情報及び暗証番号を安全に管理する義務を負います。 (a)・(b) (略) (c) カード番号をむやみに開示しないこと (d)～(g) (略) 〈削除〉 <u>(h)</u> (略) <u>13.2</u> (略)

15 カードの紛失、盗失及び不正使用 15.1 カードの紛失、盗失、破損若しくは不正使用の可能性を認識した場合若しくはかかる事態を疑う理由がある場合、又は第三者による暗証番号若しくはセキュリティ情報の入手を疑う理由がある場合、お客様は、直ちにお取引条件又はウェブサイトに記載の情報に基づきカードサービスに連絡する義務を負います。ご連絡があり次第、その後のご利用を制限するために当社は、当該カード及びスペアカード又はいずれかのカードを停止します。 15.2～15.4 （略）	14 カードの紛失、盗失及び不正使用 14.1 カードの紛失、盗失、破損若しくは不正使用の可能性を認識した場合若しくはかかる事態を疑う理由がある場合、又は第三者による暗証番号若しくはセキュリティ情報の入手を疑う理由がある場合、お客様は、直ちにお取引条件又はウェブサイトに記載の情報に基づきカードサービスに連絡する義務を負います。ご連絡があり次第、その後のご利用を制限するために当社は、当該カードを停止します。 14.2～14.4 （略）
16 不正取引に対する責任 16.1 お客様は、自らが承認したすべてのカード取引について責任を負います。また、お客様が承認していない取引であっても、お客様が(a)不正を行った場合、(b)お取引条件に従わずにカードを使用した場合、(c)カードの紛失、盗失若しくは不正使用を認識した時点で第 15.1 項に従い当社に通知することを怠った場合、(d)第 14.1 項に従ってカードの安全性を保つために必要なあらゆる合理的な措置を講じることを怠った場合、又は(e)覚えのないカード取引履歴に気付いた時点で第 16.2 項に従い当社に通知することを怠った場合には、お客様の責任となります。 16.2 （略） 16.3 第 16.1 項に従うことを前提として、不正なカード取引についてはお客様の責任を問いません。当社は、お客様の責によらない不正取引について、当該取引の金額及び手数料を返金しますが、お客様が被ったその他の損失については責任を負いません。 16.4 （略）	15 不正取引に対する責任 15.1 お客様は、自らが承認したすべてのカード取引について責任を負います。また、お客様が承認していない取引であっても、お客様が(a)不正を行った場合、(b)お取引条件に従わずにカードを使用した場合、(c)カードの紛失、盗失若しくは不正使用を認識した時点で第 14.1 項に従い当社に通知することを怠った場合、(d)第 13.1 項に従ってカードの安全性を保つために必要なあらゆる合理的な措置を講じることを怠った場合、又は(e)覚えのないカード取引履歴に気付いた時点で第 15.2 項に従い当社に通知することを怠った場合には、お客様の責任となります。 15.2 （略） 15.3 第 15.1 項に従うことを前提として、不正なカード取引についてはお客様の責任を問いません。当社は、お客様の責によらない不正取引について、当該取引の金額及び手数料を返金しますが、お客様が被ったその他の損失については責任を負いません。 15.4 （略）

17 契約の終了 <u>17.1</u> お客様は、カードサービスに電話又は電子メールにて通知することにより、いつでも本契約を終了することができます。カード資金は、上記第 <u>12</u> 条に従い解約することができます。 <u>17.2・17.2</u> （略） <u>17.4</u> 本第 <u>17</u> 条に従い本契約が終了した場合、お客様はカードを利用することができなくなります。ただし、カード資金は第 <u>12</u> 条に従いお客様が解約するまで又は法令の規定により時効消滅するまで存続します。	16 契約の終了 <u>16.1</u> お客様は、カードサービスに電話又は電子メールにて通知することにより、いつでも本契約を終了することができます。カード資金は、上記第 <u>11</u> 条に従い解約することができます。 <u>16.2・16.3</u> （略） <u>16.4</u> 本第 <u>16</u> 条に従い本契約が終了した場合、お客様はカードを利用することができなくなります。ただし、カード資金は第 <u>11</u> 条に従いお客様が解約するまで又は法令の規定により時効消滅するまで存続します。
18 お取引条件の変更 <u>18.1</u> 当社は、お客様に 20 日以上前の通知を行うことにより（通知方法の詳細については下記第 <u>21</u> 条をご参照ください。）、自らの裁量でお取引条件を変更することができます（新たな手数料の導入並びに手数料又は限度額及びサービス内容の変更を含みます。）。 <u>18.2・18.3</u> （略）	17 お取引条件の変更 <u>17.1</u> 当社は、お客様に 20 日以上前の通知を行うことにより（通知方法の詳細については下記第 <u>20</u> 条をご参照ください。）、自らの裁量でお取引条件を変更することができます（新たな手数料の導入並びに手数料又は限度額及びサービス内容の変更を含みます。）。 <u>17.2・17.3</u> （略）
19 お客様の個人情報 <u>19.1～19.11</u> （略）	18 お客様の個人情報 <u>18.1～18.11</u> （略）
20 当社の責任 <u>20.1～20.3</u> （略）	19 当社の責任 <u>19.1～19.3</u> （略）
21 通信 <u>21.1～21.4</u> （略）	20 通信 <u>20.1～20.4</u> （略）
22 第三者 <u>22.1</u> （略） <u>22.2</u> 第 <u>22.1</u> 項に定める場合を除き、お取引条件のいかなる条項も、お客様と当社の間の本契約の条項を執行する利益又は権利を第三者に付与するものではありません。	21 第三者 <u>21.1</u> （略） <u>21.2</u> 第 <u>21.1</u> 項に定める場合を除き、お取引条件のいかなる条項も、お客様と当社の間の本契約の条項を執行する利益又は権利を第三者に付与するものではありません。
23 お客様による確認 <u>23.1</u> お客様は、当社に対して以下の事項を表明及び保証します。 (a)・(b) （略）	22 お客様による確認 <u>22.1</u> お客様は、当社に対して以下の事項を表明及び保証します。 (a)・(b) （略）

(c) <u>(i) その時々において関連する法律に基づく制裁の対象となつて国（外国為替及び外国貿易法に定める朝鮮民主主義人民共和国（「北朝鮮」）及びイラン・イスラム共和国（「イラン」）を含みますが、これらに限られません。）に対する制限に関連してカードを使用しないこと（かかる制限には、(i) 北朝鮮及び／若しくはイランからの役務若しくは商品の輸入（貿易取引を含みます。）又はかかる取引のための送金、(ii) 北朝鮮及び／若しくはイランからの核及び／若しくは弾道ミサイルその他の大量破壊兵器の取得若しくはこれらへの出資又はかかる取得若しくは出資のための送金、又は (iii) 北朝鮮及び／若しくはイランにおける核活動若しくは核計画への出資（核活動若しくは核計画及び核兵器運搬手段の開発を含みます。）に対する制限を含みますが、これらに限られません。）。</u>	(c) その時々において関連する法律に基づく制裁の対象となる取引（外国為替及び外国貿易法に定める朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦及びベラルーシ共和国に関する一定の取引並びに資産凍結対象者に関する一定の取引を含みますが、これらに限られません。）に関連してカードを使用しないこと。
24 準拠法 24.1・24.2 （略）	23 準拠法 23.1・23.2 （略）
25 その他 25.1 （略）	24 その他 24.1 （略）
1. Mastercard®キャッシュパスポートプラチナに関するその他の重要事項 1.～3. （略） 4. お取引条件第 16.1 項に従うことを前提として、当社は不正なカード取引についてはお客様の責任を問いません。当社は、お客様の責によらない不正取引について、当該取引の金額及び手数料を返金しますが、お客様が被ったその他の損失については責任を負いません。補償に関するその他の事項については、お取引条件をご確認下さい。 5.～10. （略）	1. Mastercard®キャッシュパスポートプラチナに関するその他の重要事項 1.～3. （略） 4. お取引条件第 15.1 項に従うことを前提として、当社は不正なカード取引についてはお客様の責任を問いません。当社は、お客様の責によらない不正取引について、当該取引の金額及び手数料を返金しますが、お客様が被ったその他の損失については責任を負いません。補償に関するその他の事項については、お取引条件をご確認下さい。 5.～10. （略）